

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和2年11月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: November 19 Meeting
~ SEP Dispute Resolution - Cross Border Arbitration and Mediation ~ (Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。当日参加も可能ですが、会場の準備の都合上、できる限り本状による参加申込みをお願い致します。

記

標準必須特許（SEP）を巡る紛争解決としての国際仲裁と調停
（会員対象行事）

日時：令和2年11月19日（木）18:00～20:00

場所：ウェビナーによる開催

※ご参加の意向を表明された方にはウェビナーのリンクもお送りいたします。

報告者：高取芳宏先生（霞ヶ関国際法律事務所、JAA 常務理事、英国仲裁人協会日本支部共同代表）

中本安利先生（オリック東京法律事務所・外国法共同事業）

内容：

5G 時代を迎え、標準必須特許（SEP）に関する FRAND 条件をめぐる紛争について、国境を超える包括的な紛争解決の要請はますます高まっています。各国の管轄がまたがり、複数の訴訟が並行して係属することも多い SEP 紛争においては、国際仲裁、調停、ないしはその組み合わせが非常に有効な紛争解決手段となることが認識され活用が望まれるところです。

本講座では、本年、特許庁・法務省の支援を受けて SEP 紛争解決への国際仲裁・調停の活用についてのセミナーを行った講師らが、具体的なケーススタディを通じて、仲裁条項がある場合とない場合を含めて、どのように実際の紛争を解決していくべきか、日本が中立的な第三仲裁地・調停地となる場合も含めて議論を致します。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851)

令和2年11月19日(木)の研究会に出席します。

ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：
日本仲裁人協会事務局 行（FAX: 03-3580-9851） 令和2年11月19日（木）の研究会に出席します。		
ご芳名：	ご所属等：	

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX番号・Emailアドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。